

大沼漁業協同組合渡内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する渡内共第1号第5種共同漁業権にかかわる漁場(以下「漁場」という)。区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という)についての制限に関して必要な制限事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁業区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭または遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
 - 3 組合は第1項の規定による申請があった時は当該遊漁の承認により当該漁業権の対象となっている水産動物の繁殖保護の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合または11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁はそれぞれ中欄に掲げる漁具・漁法でかつ、それぞれ右欄に掲げる範囲内で行わなければならない。

水産動物	漁具・漁法	範囲
こい・ふな	竿釣(手釣)	1人につき2本以内
わかさぎ	竿釣(手釣)	1人につき2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間ないで行わなければならない。

水産動物	期間
こい・ふな	3月1日から12月20日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は、この組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定する期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
・はまなす崎より西大島冠島を結ぶ線と吊橋を境とする内側	1月1日から 4月30日まで
・水島湾、小林湾、極楽橋の内側	
・赤湾の西岬より松の島その線を結ぶ線の内側	
・寺の湾、小鮒湾	
・鹿の崎とゾウの鼻を結ぶ線の内側	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物はそれぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
こい・ふな	20センチメートル
わかさぎ	5センチメートル

(尾数の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、1日1人当たり右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

水産動物	尾 数
こい・ふな	20尾
わかさぎ	20尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表の通りとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児の時は無料、小中学校生徒または肢体不自由者の時は掲げる額の2分の1に相当する額とする。

水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい・ふな	竿釣(手釣)	1日	500円
		1年	5,000円
わかさぎ	竿釣(手釣)	1日	800円

2 遊漁料は次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

但し、当該遊漁をする場合において漁業監視員に納付することができる。

- (1) 大沼漁業協同組合事務所(亀田郡七飯町大沼町1023-25)
- (2) 葦菜沼仮設事務所(亀田郡七飯町西大沼)
- (3) 大沼合同遊船株式会社(亀田郡七飯町大沼町1023-1)
- (4) 大沼大公園(亀田郡七飯町大沼町1023-1)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 1 遊漁者はこの証を必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は1人1枚とする。
- 3 本証は他人に貸与してはならない。
- 4 漁場監視院の要求があった場合は本証を提示しなければならない。
- 5 釣竿は1人2本以内とする。
- 6 沼内の漁具に触れてはならない。
- 7 沼内等の水面をかくはんしてはならない。
- 8 理由の如何を問わず遊漁料の払い戻しはしない。

○ 注意事項

- ・ 遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・ 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所(電話番号0138-67-2329)まで御一報ください。
- ・ 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- ・ 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。
- ・ その場合は、速やかに指示に従ってください。
- ・ この河川等の漁業権対象水産動物は、こい、ふな及びえびです。遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合は、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

○ 当組合が行っている増殖事業

- ・ 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚放流です。
- ・ この河川等における漁業権に基づく増殖量は、毎年、北海道内水面漁場管理委員会から示された増殖目標量に基づいています。

○ 当組合が行っている漁場管理

- ・ 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・ この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。御意見等がありましたら、最寄りの漁協事務所(電話番号0138-67-2329)まで御連絡ください。
- ・ 当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づき報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項魚種
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

○ 注意事項

漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇してはならない。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちに遊漁の中止を命じ、以降のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。